R02 科知財第 016-1 号
令和 2 年 4 月 17 日

知財活用支援事業大学等知財基盤強化支援（権利化支援）
ご利用者各位

国立研究開発法人科学技術振興機構
知的財産マネジメント推進部

権利化支援における新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

令和 2 年 4 月 7 日に、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づき「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が行われたことを受けまして、国立研究開発法人科学技術振興機構においても感染防止のための様々な対策を推進しております。

知財活用支援事業大学等知財基盤強化支援（権利化支援）（以下、「本支援」という）は、申請機関における外国特許出願を出願費用、知財強化等様々な観点から支えるものであり、一部の運用を変更しつつ可能な限り支援を継続してまいります。

現状では、政府が指定する緊急事態措置を実施すべき区域は限られておりますが、新型コロナウイルスの感染が日々広がっていく中、多くの申請機関において緊急事態宣言に基づく、あるいは準ずる対応策をとられている状況かと存じます。このような中で、本支援をご活用される皆様のご健康を守り、安全に本支援をご活用いただくためにも、申請、審査、費用請求等の様々な期限、要件について下記及び別紙の通り、柔軟に対応する所存です。

皆様大変な状況かと思いますが、何卒ご理解ご協力を賜りましたら幸いです。

記

・申請要件の変更
　発明概要、出願書類一式、先行文献以外の申請添付書類は後日送付でも承ります。
・発明ヒアリングのオンライン化
　メールやオンライン会議を活用したヒアリングへのご協力をお願いします。
・知的財産審査委員会への参加
　ご対応が可能な範囲でのオンライン参加をご検討ください。
・支援費の請求期限
　4 月～6 月に請求期限を迎える案件について【2020 年 6 月 30 日】まで受付期限を延長します。
・ライセンス活動等調査の報告期限の延長
　国及び自治体からの要請等を優先いただき、要請の解除後に速やかなご回答をお願いします。

以上

（別紙）

１．権利化支援の申請期限及び申請要件

1-1. PCT 段階、指定国移行段階のいずれにおいても、まずは、当初の申請期日までに電子申請をお願いします。申請に添付する書面によっては作成が困難なものもあろうかと思いますので、少なくとも以下の３点の書類を含めた上で、JST 連絡欄に「他の資料は後日の送付となる」旨をご記載ください。

1) 申請添付様式１　発明概要

2) 基礎出願（指定国以降の場合は PCT 出願）の出願書類一式

※令和２年度申請書類一覧の２あるいは３－１

3) 入手済みの先行文献

※令和２年度申請書類一覧の４

1-2. 申請時点で揃わなかった書面については、委員会参加の申込期限となる委員会日の５週間前までに、JST 知的財産審査委員会事務局へ Prime Drive 経由にてご提出ください。

在宅勤務が推奨される中、緊急事態措置を実施すべき区域に拠点を持つ企業への技術移転活動や特許庁における国際調査、国際予備審査の結果等を踏まえた出願を担当される弁理士との協議も困難であろうかと存じます。一方で、これらの資料は事前の書面査読、委員会での議論で必要となる情報であり、資料が揃わない状態での審議は難しいとも判断しています。

このため、申請時に揃わなかった資料についても、委員会参加の申込期限となる委員会日の５週間前までにご提出ください。

２．発明ヒアリング

メールやオンライン会議を活用したヒアリングへのご協力をお願いします。

※発明者と申請担当者の方が別の拠点から接続されたい場合、あるいは大学等施設の利用制限により参加自体ができない場合等は、事前に JST 担当調査員にご相談ください。

既に、JST 担当調査員が東京や大阪の事務所から移動することによる万一のウイルスの持ち込み・拡散を抑止するため、Skype 等を利用したオンライン会議あるいはメールベースでの実施にご協力をいただいております。今後、在宅ワーク等が推奨される中、ご希望のある任意の場所をオンライン会議で結び実施します。お話の内容が第三者に開示されることがないよう、ご参加を頂く場所の情報セキュリティにご配慮をお願いします。

また、ヒアリングに先立ち資料をお送りしますが、その内容についてご不明な点はヒアリングにて直接 JST 担当調査員とお話ください。これまでのヒアリングと異なり、コミュニケーション上の課題も見えておりますが、緊急事態への対応ですので、ご理解をいただき前向きな議論をさせていただければと思います。

３．知的財産審査委員会（以下、「委員会」という）への参加

ご対応が可能な範囲でのオンライン参加をご検討ください。

※発明者と申請担当者の方が別の拠点から接続されたい場合、あるいは大学等施設の利用制限により参加自体ができない場合等は、事前に事務局(kenri@jst.go.jp)までメールにてご連絡ください。

当支援の目指す大学等の知財基盤強化の観点から、申請機関の皆様に委員会からのコメントを直接受け取っていただきたく、質疑応答への参加を必須としておりましたが、例えば JST 事務局と申請担当者の方、発明者の方とをそれぞれ直接接続とする等、ご対応が可能な範囲での参加をご検討ください。お話の内容が第三者に開示されることがないよう、ご参加を頂く場所の情報セキュリティにご配慮をお願いします。また、ご参加が難しい場合には、委員会への参加を見送られても構いません。接続先変更のご希望や参加の取り止めにつきましては、JST 事務局まで事前にご連絡をお願いします。

なお、JST オフィスは緊急事態措置を実施すべき区域にあり、委員会の委員も同様にご自宅等からの遠隔参加となり審議時間に遅れが発生する場合がありますので、時間に余裕をもって参加をお願いします。今後、JST 事務局の出勤が停止される等、委員会の開催が困難となる事態も想定されます。その際には、書面審査等の代替え審議へと移行する場合がありますことご了承ください。

４．支援契約の締結

大学施設の利用停止等で簡易書留の受け取りが難しい場合は契約書の発送を停止しますので事前にお知らせください。

支援契約書は、申請機関からの請求書の発行日以前の日付での締結をお願いします。従前、契約書を発送して１ヶ月間ご返送がない場合にはご確認の連絡を差し上げておりますが、当面の間、確認の連絡は致しませんので、政府や自治体の要請を優先し皆様の安全を優先した上で、契約の手続きをお願いします。もし、大学施設の利用停止等で簡易書留の受け取りが難しい場合には、JST からの送付を留め置きますので、予めご連絡ください。

なお、委員会の開催日以降に発生した費用が支援対象になる点は変更ありませんので、その点はご安心をいただき、請求日時点で契約済みである必要がある点だけご留意ください。

５．支援費の請求期限

2020 年 4 月～6 月までに請求期限を迎える案件について、【2020 年 6 月 30 日】まで、精算請求書の受付期限を延長します。

これにより、昨年 10 月 8 日付及び 3 月 12 日付で JST からメールにてご連絡した、「ご請求を当初の請求期限日以降に延期いただいた案件」とあわせ、2020 年 2 月～6 月までに請求期限を迎える案件については、一律【2020 年 6 月 30 日】までの受付期限の延長となります。

今後、感染拡大が抑制され想定より早くに緊急事態措置が解除された場合であっても上記期限に変更はありません。また、残念ながら当初期間での抑制に至らず、政府が定める「緊急事態措置を

実施すべき期間」が延長された場合には、再度受付期限の延長を行います。

なお、精算請求書の受付は、4 月 1 日より開始していますが、JST オフィスは緊急事態措置を実施すべき区域にあることから JST 担当者も精算請求書の確認～支払い手続きのオンライン化を行う必要があり、通常よりお時間をいただいています。何卒ご理解を賜りましたら幸いです。

6．ライセンス活動等調査の報告期限の延長

令和元年度の調査について、特にご対応が難しい状況にある緊急事態措置を実施すべき区域の大学等におかれましては、国及び自治体からの要請等を優先いただき、要請の解除後に速やかなご回答をお願いします。

本調査結果は、7 月に開催される文部科学省 国立研究開発法人審議会科学技術振興機構部会において、2019 年度 JST 業務実績に関する評価を受けるにあたり、本支援により得られた効果及び成果の指標として報告するためのものです。

ご対応が可能な申請機関におかれましては、無理のない範囲で構いません、何卒ご協力を賜りましたら幸いです。

7．本件に関するお問い合わせ先

本件に関しご不明な点、ご懸念の点などございましたら、できるだけ電子メールにて、以下の問い合わせ先までお送りください。

国立研究開発法人科学技術振興機構
知的財産マネジメント推進部大学知財支援グループ　吉益、田口、常盤、堀内、三浦
Mail: kenri@jst.go.jp
TEL: 03-5214-8413（※緊急の場合のみ）